海外情報

オーストラリアにおける税制と税務行政

国税庁国際業務課(長期出張者) 東屋敷 祥世

♦SUMMARY♦

国税庁においては、わが国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、オーストラリア連邦に派遣された職員が、同国の主要な税制及び税務行政について最新の状況を解説したものである。

なお、データは原則として本稿執筆時(2010年1月)のものである。

(税大ジャーナル編集部)

			目	次
はじ	めに	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		159
第一				160
1	玉			160
2	所	行得税		161
	(1)	成立ち		161
	(2)	個人所得税の仕組み		161
	(3)	法人所得税の仕組み		162
	(4)	キャピタルゲイン	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	163
	(5)	インピューテーション制度	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	163
	(6)	その他のエンティティ		164
3	消	寶税		164
	(1)	成立ち		164
	(2)	仕組み		164
4	フ	リンジ・ベネフィット税		165
5	物	7品税等		166
	(1)	物品税		166
	(2)	ワイン均等税		166
	(3)	高級車税		167
6	給	5与税		167
	(1)	成立ち	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	167
	(2)	仕組み	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	167
	(3)	制度調和の取組み	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	167
7	±	:地税	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	167
	(1)	成立ち	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	167
	(2)	仕組み	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	168
8	そ	つ他	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	168
	(1)	相続税及び贈与税	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	168
	(2)			168
	(3)			168
	(4)			168
	(5)			169
第二				169
1	行			169
	(1)			169
	(2)			169
2				170
	(1)	法令上の根拠		170

(2)	自己申告制度
(3)	自己申告制度と査定171
(4)	自己申告とコンプライアンス172
(5)	加算税と延滞税172
(6)	ルーリング制度173
(7)	納税者憲章174
(8)	納税者番号175
3 事	耳務運営······177
(1)	コンプライアンスモデルとの関係177
(2)	情報提供
(3)	電子申告177
(4)	税務相談
(5)	オンラインサービス178
(6)	調査権限179
(7)	調査権限の限界・・・・・・180
(8)	監査業務180
4 糸	h税者の救済と第三者機関 ······181
(1)	納税者による不服申立て181
(2)	第三者機関182
おわりに	<u> </u>

はじめに

オーストラリア (Commonwealth of Australia) は、6 の州及び2 の特別地域から構成される連邦制立憲君主国である。総人口約2,187万5千人(2009年6月末現在)のうち、約25%が外国生まれであり(1)、移民政策が積極的に推進されていることがうかがえ

る。日本の約20倍に相当する広大な国土は、 石炭、鉄鉱石等の天然資源に恵まれ、近年の 資源ブームに支えられた輸出増加と、国内の 住宅投資がけん引してきた需要拡大を背景に、 長期的に見れば、安定した経済成長を続けて いる。

		1999年	2009年
	人口 ^②	1,892 万 6 千人	2,187 万 5 千人
実質	質GDP(対前年比) ⁽³⁾	8,759.19 億ドル(5.2%)	1兆 1946.95 億ドル(1.1%)
	実質GDP/人口	42,785 ドル	54,615 ドル
消	肖費者価格指数(4)	121.8	166.4
実質	質平均給与(週給)(5)	1,017.0 ドル	1,171.0 ドル
;	税収(連邦政府)	1,417.31億ドル ⁽⁶⁾	2,645.34億ドル(7)

(1ドル=約80円(2010年1月現在)

この表において、10年前の指標と比較する と、経済の伸びに合わせるように、連邦政府 の税収も増加していることがわかる。しかし、 税収増加の要因が、単に、物価の上昇や経済 成長にあると考えるのは性急であり、例えば、2000年に導入された新たな税制による影響も考える必要があるだろう。そして、新たな税制が導入されてから10年目となった現在に至るまで、オーストラリアの税務行政にも様々な変化が生じた。

本稿は、オーストラリアの社会的背景や歴 史的経緯も概観しつつ、同国の税制及び税務 行政について、その特徴を網羅的に取りまと めるものである。

なお、本稿を執筆するに当たって参考にした各法令又はデータ等は、特段の記載がない限り、2010年1月のものであり、本稿に含まれる意見・コメント等はすべて筆者の個人的見解である。

第一部 税制の概要

1 国家の成立ちと税制

まず、同国の成立ちについて触れておきたい。現在のオーストラリアにおける州及び特別地域は、かつてイギリスから自治権を与えられた植民地がその前身であり、複数あった植民地のそれぞれが、憲法や法令を制定し、イギリス王室の代理人たる総督を頂点とする政府機能を備えていた(®)。そのため、各植民地政府は、それぞれ異なる税制を構築していたのである。

1900 年にイギリス議会で制定されたオーストラリア憲法(®)に基づき、その翌年、連邦が結成され、オーストラリアの全植民地は、連邦を構成する州又は特別地域に移行した(10)。

憲法は、連邦政府の権限を限定的に定め、 州政府の権限の多くは維持され、両政府の関係は並列的なものとなった。また、憲法において定められている連邦政府の権限の中に、 租税に係る法律の制定権限があるが、この権限は、連邦政府のみに独占される権限ではなく、州政府の課税権を否定するものではない(11)。そのため、連邦結成以後、様々な租税に 係る課税権は、連邦政府と州政府の間で複雑 に移動していった。

憲法には、この他にも、租税に関連する特 徴的な規定が盛り込まれている。

まず、租税を賦課する法律は、租税の賦課のみを取り扱うものでなければならず、その法律に含まれる他の事項に関する条文は無効となる(第55条前段)。また、租税を賦課する法律は、一つの主題のみを取り扱うものでなければならない(同条後段)。

オーストラリアの税制が、非常に複雑な法体系の上に成り立っているのは、憲法におけるこのような規定が要因であるとも言われる。例えば、1936年所得税法(12)及び1997年所得税法(13)は、課税標準の計算や申告手続等に関し、多くの規定を含み、一般的には、これらが我が国における所得税法に相当する法律のように考えられている。しかし、憲法 55条後段の規定により、所得の査定を行うための規定を盛り込んだ1936年所得税法及び1997年所得税法の他に、所得税率を定めた1986年所得税率法(14)、更に所得税の賦課に関する基本的事項を規定した1986年所得税法(15)があり、それぞれ異なる主題を取り扱う法律として位置づけられている。

以上は、租税に関する膨大な制定法が存在する中で、極めて簡素な例を挙げたに過ぎないが、オーストラリアの税法を紐解く際に、一つの鍵となるであろう。

【オーストラリアの州及び特別地域】



2 所得税

(1) 成立ち

前章において述べたように、憲法は連邦及び州の両方に課税権を認め、それぞれが独自の税制を構築することを妨げていないが、歴史上は、国家として、統一的な税制を導入しなければならない状況が生じる。

基幹税である所得税(16)は、連邦結成後、連邦及び各州の両政府が課税を行っていた。その後、第二次世界大戦が勃発し、それに伴う戦費調達の必要性が生じたことから、1942年に、連邦政府による統一的な課税への転換が図られた。

これにより、個人の所得に対する累進課税、 法人の所得に対する定率課税、所得税に係る 連邦政府の課税優越権及び州政府における所 得税賦課機能の連邦政府への移管等が行われ ることとなった。戦後もこの制度が継続され ることになり、現在に至っている⁽¹⁷⁾。

(2) 個人所得税の仕組み

オーストラリアの所得税は、個人及び法人 いずれの納税者についても、同じ法令におい て定められている。そのため本稿では、法人 の所得に対して課される税も含め、所得税と 呼ぶことにする。

初めに、個人に対して課される所得税の計 算の仕組みについて説明する。

まず、申告対象所得(Assessable Income) を集計する。申告対象所得とは、一般的な概 念における通常所得(Ordinary Income)のみ ACT 首都特別地域

NSW ニューサウスウェールズ州

NT 北部特別地域

QLD クィーンズランド州

SA 南オーストラリア州

TAS タスマニア州

VIC ヴィクトリア州

WA 西オーストラリア州

ならず、法定所得(Statutory Income)が含まれる。

通常所得は、エクイティ法に由来する概念であり、役務の提供、営業行為又は資産の利用といった所得の源泉と、それに伴う支払があることを要件としており、資本的収入は該当しない。一方、法定所得は、いわば法令上の規定によるみなし所得であり、後述するキャピタルゲイン所得やフランキング・クレジット(18)等が含まれる。

次に、事業関連控除を集計し、その合計額を申告対象所得から控除する。事業関連控除には、事業を行う者の必要経費、投資時(資産の購入等)に支出した付随費用(資産の対価は含まれない。)及び投資所得を得るために投資後に支出した費用等が含まれる。

更に、非事業控除として、指定団体等(19)に 対する一定の贈与、税理士費用等の税務関連 支出(20)及び政党への寄附金を集計し、申告所 得金額から控除する。

以上の計算により求められる課税所得 (Taxable Income)に対して、一定の累進税率 を適用し、税額が算出される。なお、未成年、特定専門職(作家、発明家、芸能人、製作者又はスポーツ選手)及び第一次生産者については、税額計算に関する特例がある。

【税率(個人納税者)】

課税所得	2009/10年度税率
6,000ドル以下	0%
6,000ドル超 35,000ドル以下	15%
35,000ドル超 80,000ドル以下	30%
80,000ドル超 180,000ドル以下	38%
180,000ドル超	45%

算出された税額には、各種の税額控除が適用される。例えば、扶養家族控除⁽²¹⁾、第一子控除⁽²²⁾、低所得者控除、年金受給者控除、医療費控除、個人保険控除、遠隔地居住者控除、社会保障給付控除、配当控除及び外国税額控除等がある。

また、課税年度において支払われた源泉徴収(PAYG Withholding)及び予定納税(PAYG Installment)等の調整も行い、最終的な納付額又は還付額が決定される。

居住者である個人は、課税所得が、課税最低限の 6,000 ドルを超える場合は、原則として、申告書を提出しなければならない。我が国のような年末調整制度は存在しないため、給与所得のみの場合であっても、課税最低限を超える限りは、申告書を提出する義務がある。

また、個人の課税所得が課税最低限に満たない場合であっても、その個人が事業を営む場合、源泉徴収されている所得がある場合、損失若しくは繰越損失がある場合、配当控除の還付を申請する場合等は、申告書を提出する必要がある。

非居住者である個人は、源泉徴収されていないオーストラリア国内源泉の所得がある場合や、事業を営む場合、損失若しくは繰越損失がある場合、配当控除の還付を申請する場合等は、申告書を提出する必要がある。

課税期間は7月1日から6月30日の1年間であり、その期間の所得に係る確定申告期限は、原則として、10月31日である⁽²³⁾。

但し、事業年度を課税期間とすることが認 められた納税者は、課税期間終了後4ヶ月以 内が申告期限となる。

(3) 法人所得税の仕組み

法人に係る所得税の計算は、会計上の利益 に対する税務調整から始まる。

会計上は前年度以前において計上済みである収益で、税務上は課税の繰延べが行われたものについては、益金に算入するために、加算調整する。例えば、特定の保険金収入の課税繰延べや、資産処分に伴うキャピタルゲインに係る差額がこれに含まれる。

減価償却については、税務上適用される償却率又は償却方法は、会計上のそれとは異なるため、会計上の減価償却の額を一旦加算する。その後、所得税法上の規定に基づき、改めて計算した減価償却費を、税務上の損金として算入する。

また、会計上の費用項目のうち、税務上は 損金不算入とされるものを加算する。例えば、 資本的支出、会計上の各種引当金や準備金、 現金以外の受贈便益、納付された所得税、寄 付金及び弁護士費用等が含まれる。同様に、 会計上は収益となるが、税務上は申告対象所 得とされないもの又は非課税所得とされるも の等の減額を行う。

最後に、税務上認められる特別控除の減算を行う。例えば、繰越損失控除、事業関連資本的支出控除、事業用土地に係る基礎的配電支出控除、鉱業関連の一定の資本的支出、建物や基礎インフラに係る資本的支出及び研究開発費控除等が含まれる。

以上の税務調整を行い、求められた課税所得(Taxable Income)に対して、30%の一定税率⁽²⁴⁾を適用し、更に、税額控除として、配当控除及び外国税額控除の調整を行い、最終的な納付額又は還付額が決定される。

居住者である法人は、一部の非営利企業を除き、すべてが申告書の提出をしなければならない。また、非居住者である法人も、国内で事業を営んでいる場合は、国内源泉所得に係る申告を行う必要がある。

なお、居住者である法人は、グループ会社 による連結申告も認められる。

課税期間は、原則として、7月1日から6月30日の1年間であるが、その期間の所得に係る確定申告期限は、納税者によって異なる。例えば、年間収益が1千万ドル超等の要件を満たす中規模以上の法人である場合は1月15日(但し、前年の課税所得が0であった法人は2月28日)、通常の法人の場合は2月28日、前年以前に係る申告書が未提出となっている法人は10月31日等となる。その他、事業年度を課税期間とすることを承認された納税者等については、異なる申告期限が適用される。これらの申告期限は、税務長官(Commissioner of Taxation)の裁量で決定される(25)。

(4) キャピタルゲイン

キャピタルゲインは、資産の処分等に伴って生じる所得を含む資本的収入である。キャピタルゲインに対する所得税の課税制度は、1985年に導入された。

前述の通り、所得税が課される所得には、 通常所得と法定所得があるが、1985年以前の 課税ベースは、通常所得に限定されていた。 1974年に、キャピタルゲイン課税の導入が検 討されたものの実現しなかった。

しかし、その後、各国の税制の相違を利用した租税回避行為が横行し、OECD参加国では唯一、キャピタルゲイン課税を行っていなかったオーストラリアは、諸外国の制度との調和を迫られた。このような背景により、課税ベースの拡大を図る税制改正の一環として導入されたのが、キャピタルゲイン課税と、後述するフリンジ・ベネフィット税である。

なお、キャピタルゲイン課税は、実務上、 キャピタルゲイン税と呼ばれることが多いため、独立した税目との誤解を招く場合もあるが、あくまでも所得税の仕組みにおいて、課税所得の一部を構成するものである。

キャピタルゲインは、特定の事象が発生し

た場合に認識される。特定の事象とは、資産 譲渡のような所有権の移転等のほか、資産の 廃棄、資産に係る権利の創設又はその取得、 信託の開始や持分の支払、リース契約の締結 や更新、会社による自己株式取得、納税者が 居住者ではなくなった場合等も含み、一般的 にキャピタルゲインとして想定される事象よ りも、広い範囲の資本的取引が捉えられる。

このような特定の事象によって得られた収入又は経済的利益から、資産に係る取得原価等の一定の費用を差し引き、非課税項目や繰延べ規定を考慮した上で、特定の事象ごとのキャピタルゲイン又はキャピタルロスを算出する。ある事象に関するキャピタルロスがある場合、他の事象から生じたキャピタルゲインと相殺する。その上で、過年度から繰り越されたキャピタルロス又は減額の特例等の調整を行い、最終的なネットキャピタルゲイン又はネットキャピタルロスが算出される。

ネットキャピタルゲインは、法定所得として申告対象所得に含まれ、他の所得と合算される。一方、ネットキャピタルロスは、他の所得とは通算できず翌年以降に繰り越される。

(5) インピューテーション制度

法人の配当は、既にその所得に対する税が 課された後の段階で、株主への利益分配とし て行われるため、配当を受け取った株主にお いても、配当に係る所得税が課されることは、 二重課税に当たるとの考えに基づき、インピ ューテーション制度(配当控除)が採用されて いる。

原則的な方法では、配当を受け取った居住者たる納税者の所得税の計算において(26)、配当を行った法人が支払った所得税のうち、それぞれの配当に応じた額(フランキング・クレジット)を申告対象所得に加算し(グロスアップ)、あたかもその配当に対する課税がなされていないものとして、一旦税額を算出する。その後、実際に法人によって支払われた所得税相当額、すなわちフランキング・クレジッ

トを配当控除として、算出された税額から控 除する。

なお、非居住者が受け取る配当に関しては、 以上のような税額控除は適用されず、源泉徴 収税において調整される。すなわち、税引き 前配当(Unfranked Distribution)に対しては 源泉徴収されるが、一方で、税引き後配当 (Franked Distribution)に対する源泉徴収は 行われない⁽²⁷⁾。

(6) その他のエンティティ

まず、パートナーシップは、限定責任パートナーシップを除き、所得税の納税者とはならないが、パートナーシップから生じた所得について、毎年申告する必要がある。

一方、パートナーシップの構成員は、パートナーシップから生じた所得が分配されたか 否かに関わらず、それぞれの持分に応じた所 得を、各構成員の申告対象所得として申告し なければならない。

パートナーシップに損失が生じた場合、その損失は、各構成員における所得の計算において、一定の方法により控除される。

また、信託は、法人課税信託を除き、所得税の納税者とはならないが、信託から生じた所得は、毎年申告する必要がある。

一方、信託の受益者で一定の要件を満たす者は、原則として、信託から生じた所得で受益者の利益とされる金額を、申告対象所得として申告しなければならない。

信託所得の計算上生じた損失は、繰り越して翌年以後の信託所得と相殺することができるが、受益者に対して配分することはできない。

なお、パートナーシップ又は信託を通じて、 その構成員又は受益者に対して分配される配 当は、持分に応じたフランキング・クレジッ トについて、配当控除が適用される。

更に、個人年金基金制度におけるファンドは、所得税の納税者となる。

個人年金基金制度とは、加入者自らが、フ

アンドと呼ばれる年金基金に口座を開設し、 ファンド管理者が個別に資金運用を図り、年 齢要件等を満たした加入者が、年金としてフ アンドから資金を受け取る仕組みである。

この制度のために設立されるファンドは、 個人年金基金特有の規制を受ける。

ファンドには、同業者や組合によって設立された産業ファンド、雇用者によって設立された法人ファンド、金融機関が特定の加入者等を対象として提供する小売ファンド等の様々な種類があり、課税上の取扱いも一様ではない。一般的な取扱いでは、ファンドが加入者等から受け入れた拠出金及び積立期間中の運用益はファンドの所得となり、内容や状況に応じて異なる税率を適用して、所得税が課される。

3 消費税

(1) 成立ち

2000年に、既存の売上税に替わる間接税として新たに導入された連邦税である。

消費税導入以前は、特定の物品の製造及び 国内への持込みに対しては、売上税が課され ていたのであるが、これはサービスに対する 課税がされないものであったため、課税ベー スが狭く、かつ課税対象とされる物品につい ては非常に複雑で高い税率が適用される税で あった。そこで、より課税ベースが広く、比 較的税率が低い間接税制の必要性が議論され た結果、2000年の抜本的税制改正の柱として、 消費税が導入された⁽²⁸⁾。

消費税は、連邦政府によって課されるが、 その税収はすべて州政府に対して交付される。 州政府が一定の水準で公共サービスを提供で きるための財源を公平に配分するという目的 に従い、各州への配分額は、連邦政府交付金 委員会(29)による勧告に基づき決定される。

(2) 仕組み

事業等を行う者で、基準売上高が 75,000 ドル以上(非営利団体の場合は 150,000 ドル 以上)(30)である場合は、消費税課税事業者として登録をしなければならない。

なお、基準売上高とは、直近の 12 ヵ月間の売上実績又は今後 12 ヵ月間の予想売上のいずれかに係る税抜総売上高(課税対象外取引及び非課税取引等を除く。)をいう。この場合の 12 ヵ月間とは、特定の月から始まる事業年度、又は7月から6月の課税期間とは関係なく考慮されるため、事業者は毎月、基準売上高が上限に達しているか否かを確認する必要がある。

このほか、事業等を行う者の基準売上高が、 上記の金額に満たない場合であっても、その 者の選択により、消費税課税事業者として登 録をすることができる⁽³¹⁾。

登録を行った事業者は、それぞれの基準売上高に応じて、毎四半期又は毎月、申告をしなければならない。但し、選択により登録を行った事業者は、課税期間を1年とし、年ごとに申告をすることができる。

消費税は、原則として、あらゆる物品の販売又は役務の提供に対して、10%の税率で課されるが、免税取引(GST-Free Supplies)及び

非課税取引(Input Taxed Supplies)はその例外とされ、消費税は課されない。

免税取引には、野菜、果物又は肉のうち調理されていないもの、必需品としてのパン、乳製品及び調味料といった基本食料品、教育及び教育用物品、医療・保険サービス、医薬品、育児、輸出、国際輸送又は国際郵便、水や上下水道、農地及び事業売却等が該当し、これらの取引については、仕入税額控除が認められる。

一方、非課税取引には、金銭の貸付及び有価証券取引等を含む金融取引、住宅の貸付及び売却が該当し、これらの取引については、 仕入税額控除が認められない。

仕入税額控除の適用に関しては、インボイス方式が採用されている。税込価額が 82.5 ドルを超える取引を行った場合、登録事業者は、物品の販売者又は役務の提供者により発行されるインボイスを事前に取得しなければ、申告において仕入税額控除の適用が認められない。なお、インボイスは、所定の項目(32)が記された様式でなければならない。

【税込価額が1,000ドル未満の場合のインボイスの例】

Windows to Fit Pty Ltd ABN: 32 123 456 789 <mark>3</mark>	15 Burshag Ro Festler NSW 27
Date: 1 August 2005	
To: Building Company 254 Burshag Road Festler NSW 2755	
Description of supply	Tota
Window frames 5	\$82
TOTAL PRICE INCLUDING GST	\$82

4 フリンジ・ベネフィット税

フリンジ・ベネフィット税は、雇用者から 従業員に提供した特定の経済的利益に対して 課される連邦税として、1986年に導入された。

- ①標題(インボイスである旨)
- ②発行者の名称
- ③事業者番号
- ④取引日
- ⑤取引の概要
- ⑥各取引の税込価額
- (7)消費税額を含む合計額

フリンジ・ベネフィット税の導入当初の目的 は、給与を、車や株式等を含む経済的利益で 支給することによって、所得税を免れようと する者に対応するためであった。 フリンジ・ベネフィットとは、雇用関係に 関連して提供される権利(財産権を含む)、特 権、奉仕又は便宜等を広く含むものであり、 例えば、車の供与、住居費や食費といった費 用補助又は免除、値引きや価格の上限設定等 の経済的利益が含まれる。以上のような経済 的利益については、給与の手取り分に相当す る税引き後の額と考えて、通常の給与と同じ 取扱いにするためにグロスアップ計算を行い、 税引き前の収入額に引き戻した上で、46.5% の税率を適用して、税額を算出する(33)。

フリンジ・ベネフィット税の納税者は、従 業員に対して一定の経済的利益を提供した雇 用者である。

初めてフリンジ・ベネフィット税の申告を行う者及び前年の納税額が3,000ドル未満であった者は、課税期間(4月から3月までの1年間)終了後の5月21日(但し、税理士を通じて申告を行う場合は5月28日)が申告及び納付の期限となる。それ以外の者は、四半期毎に申告及び納付を行う。

なお、雇用者が納付したフリンジ・ベネフィット税は、雇用者の所得税に係る課税所得の計算上、損金に算入することができる。

フリンジ・ベネフィット税の納税者数は約7万、2007-08年度における税収が全税収に対する約1.4%と、さほど規模は大きくないものの、仕組みが複雑で議論されるべき点も多く、雇用者にとってもコンプライアンスコストが高い税目である(34)。

5 物品税等

(1) 物品税

物品税の歴史は古く、イギリスからの入植 が始まって間もない頃に導入された。関税と 並び、酒類や奢侈財に対して課され、植民地 自治政府の重要な財源であった。

連邦結成に伴い、関税及び物品税の課税権は、連邦政府の専管的権限となったが⁽³⁵⁾、州政府の財政を維持するため、これらの税収の

25%以下を連邦政府の歳入として、残りを州政府に配分する旨が憲法で定められている。

物品税は、オーストラリア国内で生産又は 製造された一定の物品に対して課される。課 税対象物品は、ワインを除く酒類、たばこ製 品、石油及び代替燃料である。これらの物品 を製造又は保管する場合や、葉たばこの栽培 に関わる場合は、あらかじめ免許を取得しな ければならない。納税義務者は、課税対象物 品の製造者及び卸売業者である。なお、非商 業目的で、商業的施設を使用しないで自家製 ビールを製造した場合、これは課税対象とな らない。

酒類は、ビール、ブランデー、スピリッツ、その他の飲料に分けられ、主としてアルコール分量1リットル当たりの税額が定められている。たばこ製品は、スティックとそれ以外に分けられ、スティック1本当たり又はたばこ含有量1キログラム当たりの税額が定められている。石油及び代替燃料は、燃料の種類により細かく分類され、1リットル当たり又は1キログラム当たりの税額が定められている。

(2) ワイン均等税

ワイン均等税は、2000年の抜本的税制改正において、売上税が廃止されるに当たり、ワインの価格体系を引き続き維持するため、それまでワインに課されていた売上税に替わる税として、新たに導入された連邦税である。

ワインは物品税が課されない一方、オーストラリア国内で消費されるワインは、その卸売価格に対して 29%の税率でワイン均等税が課される(36)。

納税義務者は、ワインの製造者、卸売業者 及び輸入業者であり、税額は販売価格に転嫁 され、消費者によって負担される。

なお、ワイン均等税が課されるワインには、 ぶどう酒、ぶどう酒製品、果実酒、野菜酒、 りんご酒、梨酒、蜂蜜酒及び日本酒が含まれ る。

(3) 高級車税

ワイン均等税と同様の趣旨で 2001 年に導入された。

製造から2年以内の高級車の販売に当たっては、販売価額が一定の基準額を超過する部分の金額に対して、33%の税率で高級車税が課される。なお、高級車とは、積載量2トン未満及び乗車人数9人未満の車で、かつ、販売価格が一定の基準額(2009-2010年度の場合は、57,180ドル)以上の車である。

納税義務者は、消費税の登録事業者で、かつ、高級車の売却を行った製造業者、卸売業者又は小売業者等である。但し、流通の各段階における事業者が、すべて一律に高級車税を支払うものではない。また、一度課税された車輌について、再度、課税要件に該当する売却を行った場合は、既に納付された高級車税相当額が減額されることになる。

6 給与税

(1) 成立ち

給与税は、従業員に給与を支払う雇用者に対して課され、オーストラリアのすべての州及び特別地域において導入されている地方税である。

そもそも給与税は、1941年、児童手当制度 の創設に伴う財源確保のため、連邦税として 導入された。

しかし、基幹税である所得税の課税権を失った州政府からの強い要請により、1971年に課税権限が連邦政府から州政府に移管された(37)。現在は、各州及び特別地域において異なる税法が定められており、課税上の取扱いは一律ではない。

(2) 仕組み

以下、ニューサウスウェールズ州を例に、給与税の仕組みを説明する。

給与税の課税対象とされる給与は、通常の 給与のほか、賃金、役員報酬、各種手当、賞 与、陪審員報酬、退職金、高額の退職慰労金、 未消化の有給休暇の買取り、フリンジ・ベネフィット税、年金基金の雇用者拠出金、いわゆるストックオプション制度等の株式交付等が含まれる。

雇用者が、すべての被雇用者に対して一月に支払った給与が月の限度額を超えた場合、 雇用者は、その月の末日から7日以内に、給 与税の納税義務者として登録をしなければな らない。

納税義務者である雇用者は、一定の限度額 (38)を超えた一月の給与総額につき、その超過 分に対して 5.65%(39)の税率を乗じて算出した税額を申告及び納付する。

但し、毎年6月分の申告では、年間の支払 給与総額に対する税額を求め、前年7月以後 の毎月の納税額との調整を行う。

なお、雇用者が、ニューサウスウェールズ 州以外の州又は特別地域においても従業員の 雇用を行うような企業グループに属する場合、 限度額の判定は、その企業グループがオース トラリア国内で支払った給与の総額によって 行うことになる。

(3) 制度調和の取組み

以上はニューサウスウェールズ州の制度であるが、2008年7月、各州及び特別地域の給与税について、制度的調和を図るための合意規定が発効し、これに合わせて、各州及び特別地域において、給与税法の改正が進められている。合意規定では、申告期限、宿泊手当及び自動車手当の免税基準規定、年金基金の雇用者拠出金及び退職金、従業員の地域外勤務、企業グループ、フリンジ・ベネフィット税及び従業員による株式取得スキームの取扱いが統一化されることとなった。

7 土地税

(1) 成立ち

土地税は、特定の時点における土地の所有 者等が所有する土地の評価額に対して課され る地方税であり、北部特別地域を除く州及び 特別地域で導入されている。そのため、各州 及び特別地域において異なる税法が定められ ており、課税上の取扱いは一律ではない。

そもそも土地税は、連邦結成前、各植民地において導入され、その目的はイギリス本国の富裕層による大規模な土地所有の解消にあった⁽⁴⁰⁾。また 1910 年には、国家防衛及び増加する移民対策費用の調達を目的として、連邦政府も土地税を導入した。しかし、連邦政府による土地税課税は、徴税コストが高い一方で、税収が少なかったことから、1952 年に廃止された⁽⁴¹⁾。

(2) 仕組み

以下、ニューサウスウェールズ州を例に、 土地税の仕組みについて説明する。

納税義務者は、土地の全部又は一部を所有する者であるが、その者の主たる住居又は一次産品の生産(42)のために所有している場合は、原則として課税されない。土地には、更地、建物付きの土地、別荘地、商業用敷地、法人所有名義敷地、州政府からの借地を含む。

土地税は、1月1日から開始する課税年度の前年12月31日における土地所有者等が所有する土地について、その課税年度及びその前2年度において適用される土地評価額(43)の平均値を課税評価額とし、課税評価額がその課税年度における課税最低限度額を超えた場合、その超過分に対して1.6%の税率を乗じた額に100ドルを加算して算出した額となる。

但し、課税評価額が一定の金額を超える場合は、その超過分に対しては、2%の割増税率が適用される。また、課税評価額が課税最低限度額以下である場合は、土地税は課されない。

なお、2010 年における課税最低限度額は 376,000 ドル、割増税率適用基準額は 2,250,000 ドルである。

8 その他

(1) 相続税及び贈与税

現在、オーストラリアには、連邦及び州いずれにおいても、これらに相当する税を課していない(44)。但し、遺産相続には全く税が課されないというものではなく、キャピタルゲイン税及び不動産の移転に関して課される州税等は、遺産相続等が課税要件となることがある。

(2) 印紙税

州及び特別地域政府によって課される地方 税の代表的な税目であった印紙税⁽⁴⁵⁾は、近年、 給与税と同様、州政府間の制度調和の一環と して、新たな税への移行が図られた。

これにより、南オーストラリア州及び北部 特別地域を除く州及び首都特別地域では、文 書を課税物件とする従前の印紙税制を改め、 不動産に関し特定の取引を行った場合に、そ の取引額に対して課される諸税が導入されて いる。

(3) レイト

州政府の下に位置する地方自治体が徴収する主な租税として、土地所有者の土地の評価額に対して課されるレイトと呼ばれる資産税がある。

地方自治体は、各州によってその行政上の 権限等が定められるものであるため、レイト に関する制度も、必ずしも画一的なものとは 言い切れない。しかし、地方自治体の連合組 織が存在し、レイトの運営等に関する情報の 共有が図られているようである。

なお、ニューサウスウェールズ州では、州 法である 1993 年地方自治体法において、地 方自治体の歳入とされるものとしてレイトが 含められており、更にその原則的な課税の仕 組みについても定めがある。

(4) 通則法

我が国の国税通則法のように、国税についての基本的事項及び共通的事項の統一化を定める法律はない。

但し、連邦税の執行に係る取扱い及び執行 当局の権限を中心に定める法律として、1953 年税務行政法(46)がある。ここでは、例えば所 得税や消費税等の税法によって、税務長官の 裁量に委任された事項につき、詳細な申告手 続等に関する規定も一部定められている。

(5) 最近の動向

連邦政府は 2008 年に、新たな時代に対応した税制の構築を議論する有識者会議(47)を立ち上げ、2009 年 12 月に最終レポート(ヘンリーレポート)を取りまとめ、2010 年 5 月、一般に公表された。このレポートは、長期的視点に立ち、今後の税制改正の柱となる項目を幅広く提言したものである。ここで掲げられた改革案のうち、法人所得税率の軽減、新たな資源税制の導入等に注目が集まっている。改革案の各項目については、今後、政府内で引き続き議論が進められていく予定である。

第二部 税務行政の概要

1 行政機関

(1) 財務省と国税庁

連邦政府が賦課・徴収する内国税の執行は、 オーストラリア国税庁(Australian Taxation Office。以下「国税庁」という。)が所掌する。

国税庁は、連邦政府全体における枠組みに おいては、財務省(The Department of the Treasury)の職務分類に位置する。

財務省を含む連邦政府各省の設置は、我が国のように法律で定められるものではなく、政権発足や内閣改造等に伴い、比較的頻繁に統廃合や所掌の変更が行われる⁽⁴⁸⁾。省庁の所掌事務及び所掌法令は、連邦総督によって公布される行政設置命令(Administrative Arrangement Order)によって定められる。

一方、国税庁は、財務省が所掌する事務の一部を執行する外局として設置され、法令政府機関(Statutory Agency)に相当する⁽⁴⁹⁾。

財務省が税制の企画及び立案を担当するの に対し、国税庁は内国税の賦課及び徴収に係 る執行を担当する。なお、国税庁は、給与税 等の州税の執行には関与しない。

(2) 国税庁の組織機構

税務長官及び3人の次長(Second Commissioner)は、連邦総督から任命を受ける。

このほかに、財務責任者、業務責任者、情報責任者等の幹部職員が組織を統率する。

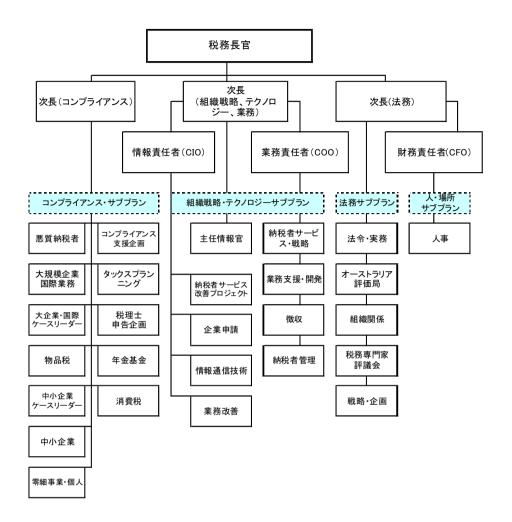
国税庁は、サブプランと呼ばれる機能分類に対応した業務部門を設置し、国税庁幹部はそれぞれ、サブプランの責任者となる。

税務長官は、7月から6月までの会計年度ごとに、一定の業務内容を報告する義務を負っており、財務大臣を通じて議会に提出される。この報告は、アニュアルレポートと呼ばれる年報書にまとめられ、一般にも公開される。なお、アニュアルレポートは、議会に対する説明責任を果たすため、国税庁に限らず、あらゆる政府機関の長が発行を義務付けられている⁽⁵⁰⁾。

国税庁の組織構造は、我が国のものとは大きく異なる。国税庁本部は首都キャンベラにあり、業務部門は国内各地に 70 程度の大小様々な拠点があるが、これらの拠点は、地方支分部局として特定の管轄区域を所掌するような性質のものではない。従って、我が国の国税局又は税務署に相当する部局は存在しない。

国税庁の全職員数は、2009年6月末現在、22,429人であり、連邦政府の国家公務員全体における約14%を占める。国家公務員の雇用形態は様々であり、中途採用、パートタイム勤務、インターン制度等が導入されている。

なお、国税庁職員のうち、約12%がパートタイム勤務であり、女性職員の割合は約45%に上る。



2 税務行政の概要

(1) 法令上の根拠

税務長官の権限及び組織運営に関する規定 の多くは、1953年税務行政法において定めら れている。

同法は、税制に係る手続法としての機能も 有しており、申告又は納付手続についても部 分的に定めているほか、源泉徴収制度や予定 納税制度 (51)、ルーリング制度、査定に係る長 官の義務及び権限、罰則等に関する規定等が 含まれる。

また、1936年所得税法を始めとする各税法 においても、所得税法の執行において国税庁 が果たすべき役割を定めている⁽⁵²⁾。

(2) 自己申告制度

オーストラリアの税務行政を整理するには、 まず自己申告制度について理解する必要がある。

所得税を初めとする連邦税は、多くの諸外国と同様に、自己申告制度を柱としている。 1986年以前、納税者により提出された所得税の申告書の内容は、逐一、国税庁の査定官によって査定され、その上で国税庁が査定通知書(Notice of Assessment)を交付することにより税額の確定が行われていた。

しかし、査定に対する不服申立ての処理件 数が増加し、査定の迅速化に対する要請が高 まるにつれ、査定制度は国税庁にとって大き な事務負担となっていった。 そこで、1986-1987年度から、自己申告制度が導入され、原則として、納税者による申告内容はそのまま受諾された上で、税額が決定されることとなった。

これに伴い、納税者自身が税法の内容を理解した上で申告をする必要性が生じたため、納税者に対するコンプライアンス支援体制が整えられることとなった。1989-1990年度には、法人及び個人年金基金について、完全自己申告制度が導入され、これらの納税者は、所得及び諸控除のみならず、税額の計算も含めて自ら行うことになった(53)。

自己申告制度の導入は、国税庁の業務に大きな変化をもたらした。税務行政の運営は、納税者が税制上の義務を理解し、また、納税者による義務の履行についての国税庁の信頼を前提に成立するようになった。そのために、納税者による自発的なコンプライアンスをより高い水準に保つための環境を作り上げることが、税務行政の鍵を握ることとなった(54)。現在、国税庁が行う様々な施策には、以上のような経緯から生じた理念が根底にあることがうかがえる。

(3) 自己申告制度と査定

自己申告制度における査定の意義について 解説する。

通常、申告書が提出された場合、原則として、納税者による申告の内容がそのまま受け入れられる。個人の納税者に対しては、申告の内容に基づき、国税庁が最終的に税額を確定し、現在も査定通知書が交付され、納付又は還付の手続が進められる。

一方、法人等の納税者は、申告書で自ら計算した税額が確定税額とされ、査定通知書は発行されない。その場合、申告書自体が査定通知書として取り扱われる。このような査定を、みなし査定(Deemed Assessment)という。

但し、個人の納税者について、国税庁が査 定を行う際には、納税者から提出された申告 書の内容の他に、第三者から入手した情報も 併せて考慮する場合もある。

また、国税庁はリスク査定手法を活用し、 不正還付防止を図っている。著しく多額の還 付申告を行った納税者について、国税庁は、 還付前に審査を行い、又は申告書に関する詳 細を調査した結果、還付金を支払わないこと もある。

納税者は、税務長官から交付された査定通知書に不満がある場合には、異議申立てをすることができる。仮に、査定通知書が、納税者による申告内容に即している場合や、異議審査の結果、納税者の納税額が増加するような場合であっても、異議申し立てが認められる(55)。また、納税者は、税務長官が行った査定の根拠に関する詳細な事実等を明らかにする旨を申し立てることもできる。

なお、申告書に記載された内容の適正性に 係る立証責任は納税者側にある。

納税者が申告書を提出しない場合又は納税者による申告の内容が適切ではないと認められた場合、税務長官の判断により、納税者に課されるべき税額及び納税者の課税所得となるべき金額を定めた不履行査定(Default Assessment)を交付することができる。不履行査定は、無申告者に係る査定又は当初の査定の修正いずれの場合にも適用される。

更に、税務長官は、原査定の修正を行う場合、修正査定(Amendment Assessment)を交付することができる。修正査定は、税務調査等を通じて当初申告の誤り等が把握された場合のほか、申告した者が誤りに気づき、税務長官に対して査定額の修正を求める場合にも適用される。

修正査定は、原則として、個人又は零細事業者に対しては当初査定の交付日から2年以内、それ以外の事業者や信託関連、高リスクのカテゴリーに分類された納税者等に対しては4年以内が期限となる。但し、不正(Fraud)や脱税(Evasion)があった場合や、包括的租税回避規定(56)が適用される場合には、修正査定

は無期限で行うことができる。

【査定通知書(Notice of Assessment)の例】



(4) 自己申告とコンプライアンス

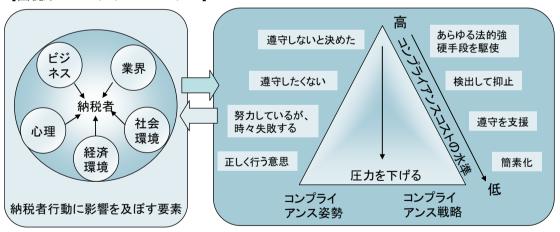
さて、自己申告制度の導入は、国税庁のコンプライアンス活動にも大きな影響を及ぼした。

【国税庁コンプライアンスモデル】

税務調査を含むコンプライアンス活動は、 納税者による申告内容を受け入れた後に、事 後的に申告の適正性を確認することであり、 公平な課税を実現し、自己申告制度を維持す るためにも、税務行政における重要な業務で ある。

国税庁が、納税者に対してコンプライアンス活動を行うに当たっては、納税者のコンプライアンス姿勢に応じ、リスクの高低で分類し、異なるアプローチを採用する。適正な申告を行おうとする納税者には、より簡単なコンプライアンスを支援する一方で、意図的に法令違反を行う納税者に対しては断固たる措置で応じる。加算税の賦課に係る複層的な取扱いは、このような異なるアプローチの一例である(57)。

実際に、このような概念は、国税庁のコンプライアンスモデルにおいて明確にされている。



(5) 加算税と延滞税

加算税は、申告の遅延や過少申告があった場合に課されるものであり、その状況に応じて様々な税率が適用される。税務長官は、書面等により、加算税の納付義務をその理由と併せて、納税者に対して通知する⁽⁵⁸⁾。

一方、税務長官は、納税者の個別の事情等 を勘案し、加算税等の一部又は全部を賦課し ないことを決定する裁量権を有する。実務レベルでは、この裁量権に基づき、様々な加算税等の減免措置が講じられる⁽⁵⁹⁾。

また、納税者による申告内容に誤りがあったこと等により修正査定が交付され、査定税額が増加することとなる場合は、追徴税額に対し、過少延滞税(Shortfall Interest Charge)が課される。過少延滞税の税率は6.95%で(๑)、

当初の申告に係る納期限から修正査定の前日 までの期間について、日割計算して算出され る。

このほか、納期限を過ぎて納税が行われた場合は、一般延滞税 (General Interest Charge)が課される。一般延滞税の税率は10.95%で $^{(G1)}$ 、当初の納期限から納付した日の前日までの期間について、日割計算して算出される。

いずれの延滞税についても、法令上定められた一定の要件を満たす場合、税務長官は、 これらの延滞税を減免する権限を有する⁽⁶²⁾。

(6) ルーリング制度

自己申告制度の導入後、社会情勢の変化に 対応し、税制が一層複雑になっていったこと により、税務専門家にとっては、各納税者に 最適な課税上の取扱いを選択する余地が生じ、 また、特に個人の納税者にとっては、税制を 理解することが困難になっていった。これに 伴い、課税の確定に係る不確実性が増し、納 税者にとっては、修正査定による延滞税や加 算税のリスクが増加した。

そこで政府は、法令及び行政の両面から、自己申告制度を支援する環境を整え、課税に関する公平性及び確実性を高めることを目的として、1992年、法人の納税者等に係る完全自己申告制の導入に合わせ、新たなルーリング制度を導入した(63)。

一般的に、ルーリングとは、既に発生した、 又は将来発生する一定の事実関係に係る課税 上の取扱いについて、納税者等が申告に先立 ち、税務当局の見解を求めるために申請を行 い、それに対して税務当局から発出される見 解である⁽⁶⁴⁾。

1992 年以前にも、ルーリング制度の前身となる一般的な解釈通達や、納税者の申告に係る質問に係る規定は存在していたが、1992年に導入されたルーリング制度は、ルーリングの内容が、税務長官に対する法的拘束力を有することが大きな相違である(65)。すなわち、

新たな制度では、ルーリングの適用対象となる納税者が、ルーリングの内容に従って行動する限り、その後、たとえルーリングの内容が誤っていたとしても、ルーリングに従って計算された税額を超える納税や加算税等の賦課は認められないことになる(66)。

2006年に、納税者によるコンプライアンス 負担の軽減、及び納税者の義務と国税庁の権 限の均衡を図るため、ルーリング制度の大幅 な見直しがなされたことにより、法的拘束力 の及ぶルーリングの適用範囲は、従前よりも 拡大された。

現在、ルーリング制度は、法令上、パブリックルーリング、プライベイトルーリング及びオーラルルーリングに分類される。更に、実際の運営において、プロダクトルーリング及びクラスルーリングが存在するが、これはパブリックルーリングの類型である(67)。

まず、パブリックルーリングは、納税者全般若しくは一定の納税者、又は一定の種類のスキーム若しくは特定のスキームに関与するこれらの納税者に対して交付される。このスキームには、広い事象が含まれており、合意、納得、約束及び請負等を含む取決め、計画、企画、提案、行動等がこれに当たる。

税務長官は、官報によって公示をすることで、パブリックルーリングの全部又は一部を取り下げることができる。この場合、取り下げられたパブリックルーリングの内容は、その取下げの前に開始したスキームに関して、引き続き効力を有する。

納税者が、パブリックルーリングの内容に関して不満があったとしても、異議を申し立てることはできないが、同じスキームについて、改めてプライベイトルーリングを申請することができる。

実務上の類型であるプロダクトルーリング は、税務上の利益を生ずるような投資商品等 に関して、その適用に係る取扱いを確認する ために、投資商品等の販売や運営を行う者が 申請を行うものである。

更に、クラスルーリングについては、プロダクトルーリングの対象とはならない特定のスキームに関与する一定の納税者グループに適用されるものである。

プロダクトルーリング又はクラスルーリングが一定の範囲の者に対して適用されることで、例えば投資商品の納税者やスキームの参加者は、各自がプライベイトルーリングを申請する必要がなくなる。

次に、プライベイトルーリングは、特定のスキームに関与する納税者に対して交付され、義務、手続、納税及び事実認定等に係る論点を取り扱う。プライベイトルーリングは、それが適用される納税者が厳密に特定されることが特徴である。プライベイトルーリングの申請は、ルーリングの適用対象となる者とは別の者、例えば、税理士、法的代理人や信託の受託者等も行うことができる。

プライベイトルーリングの適用の対象となる納税者が、その内容に不満がある場合、一般的な異議申立ての手続に基づき、ルーリングの交付後 60 日以内(但し、ルーリング対象年度に係る税額の確定がされていない場合に限る。) に、異議を申し立てることができる。

最後に、オーラルルーリングは、個人の納税者の申請に基づき、税務長官が、その者に対して与える口頭による助言であり、その者が関与する特定のスキームに係る法令の適用について取り扱う。

但し、事業若しくは複雑な事例又は税務長 官が既に検討を行った事例については、オー ラルルーリングの対象から除かれる。

納税者は、オーラルルーリングの内容に対して異議を申し立てることはできないが、同じスキームについて、改めてプライベイトルーリングを申請することができる。

(7) 納税者憲章

自己申告制度をめぐっては、これまで述べてきたように、実に様々な権利及び義務が存

在し、自己申告制度の主役である納税者にとって、すべての権利及び義務を理解することは容易ではない。その一方で、国税庁は、強大な権限を後ろ盾にした税務調査等を行うことになるため、国税庁と納税者の力関係において不均衡が生じる場合がある。

そこで、国税庁と納税者の対等な関係を構築するための重要な役割を担うものが納税者 憲章(Taxpayers' Charter)である。

納税者憲章は、国会における公会計合同委員会による報告書(68)において 1993 年にその必要性が提言されて以来、議論が高まった。この報告書は、大規模組織である国税庁が、多くの納税者から徴税を行う困難性を認め、その上で、社会政策の目的との調和を適切に図るような執行を行うべき使命と責任について触れている。

一方で報告書は、当時の現状について、納税者の権利を掲げた声明文書が一切存在しないにも関わらず、国税庁の調査権限は広範で、権限に対する十分な監視がなされないという点では警察当局の権限よりも強いと述べている(69)。

その後、国税庁、一般納税者、企業、市民 グループ、税理士及び他省庁が議論を重ね、 1997年に納税者憲章が作られ、2003年に改 定が行われた。

納税者は、納税者としての権利と義務、国税庁が納税者に提供するサービスや基準、更に国税庁による決定、サービス及び処分に不満がある場合や苦情がある場合の、不服申し立て等の手続について、納税者憲章を通じて理解をすることができる。また、納税者憲章は、国税庁にとっても、納税者と向き合う際の基本的な方針となるものである。

オーストラリアにおける納税者憲章は、国税庁によって作成されているものであり、法令上定められたものではない。

納税者憲章は、国税庁ホームページで閲覧 できるほか、冊子に印刷され、国税庁の窓口 (ショップフロント)でも手に入る。なお、納 税者憲章の最も基本的な部分は、日本語を含の権利及び義務が説明されている。 め16カ国語に翻訳されている。

納税者憲章には、次の項目に沿って納税者

【国税庁の対応として皆さんに期待していただけること】

- (1) 公正かつ妥当な対応をします。
- (2) 不誠実な行為があった場合を除き、皆さんが誠実に納税されているという前提で対応 します。
- (3) 納税義務を理解し、それを果たしていただけるように、専門的なサービスとサポート を提供します。
- (4) 皆さんには、任意の代理人を立て、税務に関する助言を得ることができることを認め
- (5) 皆さんのプライバシーを尊重します。
- (6) 皆さんに関して国税庁が保持する情報は、法律に従って機密情報として取り扱いま す。
- (7) 皆さんに関して国税庁が保持する情報は、法律に従って本人に開示します。
- (8) 信頼できる助言及び情報を提供します。
- (9) 納税事務において国税庁が下す決定について皆さんに説明します。
- (10) 再審理を受ける権利を尊重します。
- (11) 苦情申し立ての権利を尊重します。
- (12) 納税義務を果たすために必要な費用が最小限となるように、税制を運営します。
- (13) 国税庁の行為に責任を持ちます。

【国税庁が皆さんに期待すること】

- (1) 税務署と誠実にやり取りする。
- (2) 法律に従って記録を保管する。
- (3) 所得税申告書等の書類の作成や記録の保管において、相当の注意を払う。
- (4) 所得税申告書等の書類又は情報は期限までに提出する。
- (5) 税金等の徴収金は、期限までに納付する。
- (6) 税務署と協力的にやり取りする。

以上は、納税者憲章の最も基本となる部分 であるが、この他にも、納税者憲章の拡大版 (Expanded Version)として、より詳細な説明 を盛り込んだ分冊があり、基本的な部分と合 わせて、全体が広い意味での納税者憲章を構 成している。

(8) 納税者番号

現在の税務行政の運営において重要不可欠 とも言える要素が納税者番号である。

納税者番号(Tax File Number)は、1989年

から段階的に導入され、国税庁によって付番 及び管理が行われている。

1983 年に発足した当時の労働党政権は、租 税回避の防止や不公平な税制の是正等を骨子 とした抜本的な税制改正を目指すと同時に、 執行面の強化も図るために、オーストラリア ンカード、いわゆる国民背番号制導入の検討 を開始した。ところが、包括的な国民背番号 には、プライバシーを重視する観点等からの 批判が相次ぎ、その導入は断念された。

しかし、その後も番号制の議論は続けられ、その結果、厳格なプライバシー法案と抱き合わせで、納税者番号に係る税制改正法案が1988年に成立した。これによって1989年から導入された納税者番号は、従前から国税庁が採用していた納税者整理番号の精度を高め、拡充させた番号であり、納税者の任意で取得するものとして、課税関連目的以外の利用は禁じられた(⁷⁰⁾。しかし、実際のところ、納税者番号を取得しないと、確定申告以外でも、就職や銀行との取引等、生活においてかなりの不便が伴うのであるが、任意取得の原則が維持されているところに、国民背番号制検討当初の方針が残されている。

1989 年導入直後の納税者番号では、まず給与所得が捕捉の対象とされ、これにより、雇用者に対して納税者番号を提示しない従業員への給与については高い源泉徴収税率が適用されることとなった(71)。

1991 年、納税者番号の機能拡大が図られ、 投資所得も捕捉の対象となった。併せて、国 税庁が従前から行っていた、氏名及び住所に よる情報管理ではなく、納税者番号を利用し て個人の納税者の投資所得と申告内容の照合 を行う方法へと、所得捕捉手法の転換が行わ れた⁽⁷²⁾。

以上のように、納税者番号導入の目的は、 給与と投資に係る所得の捕捉が中心であり、 これが本来的な趣旨での課税目的であるとい える。それに加え、納税者番号は、国税庁内 部における情報管理の運用や、社会保障給付 関連の利用とそれに派生する他省庁とのデー 夕照合にも利用される。このような納税者番 号利用の拡大については、課税関連目的とし て整理されているのであるが、納税者番号の 趣旨との関係で様々な議論が残されている。

いずれにしても、納税者番号は現在、国税 庁を含む行政当局にとって、不可欠な情報管 理制度となっている。

国税庁は、納税者番号を軸に、納税者に関

する様々な情報の高度な集約化を図っている。 納税者から申告された情報のほか、省庁間で 共有する情報、納税者のコンプライアンスに 係る履歴等、ITシステムの向上に伴って、 その情報照合の精度も高まっている。

納税者番号の機能の向上に伴い、納税者番号に関連付けられる個人情報の機密性もますます高まった。納税者番号は本人と国税庁等の限られた範囲にのみ明らかにされるものであり、昨今、個人情報の漏えいや不正利用が問題視される中、国税庁は、プライバシー法令に則した運営を行うと共に、納税者に対しても慎重な管理を呼びかけている。

さて、納税者番号の他に、広く認知されている番号制度として、事業者番号(Australian Business Number)と法人番号(Australia Company Number)がある。

事業者番号は、2000年の抜本的税制改正に 伴い導入され、国税庁によって付番及び管理 が行われている。事業を行う法人や個人が、 消費税や源泉所得税等に係る手続を行う際に は、事業者番号が必要になる。事業者番号が は法令上の義務ではないが、消費税の課税 事業者登録は、事業者番号がないと手続を あることができないため、法令上の規定に基 づき消費税の課税事業者の登録を求められる 者は、実質的に番号を取得することが原則と なる。一方、消費税の課税事業者ではない 合も、会社法に準拠して設立された法人、政 府機関及びオーストラリア国内で事業を営む であれば、事業者番号を取得することがで きる。

法人番号は、2001 年会社法(Corporations Act 2001)の規定に基づき、証券投資委員会が、法人設立登記を行ったすべての法人に対して、付番及び管理を行うものである。従って、法人が申請して取得するものではなく、設立と同時に付与される番号である。その意味では、納税者番号又は事業者番号に先立つ法人識別番号とも言える。また、すべての法人は、取

引や行政手続等に係る領収書や報告書といった書類等に、法人番号を明記することが義務づけられている。なお、外国法人及び法人以外の登録主体が登記を行った際に付与される番号として登録団体番号(Australian Registered Body Number)があるが、これは法人番号と同様に機能するものである。

3 事務運営

(1) コンプライアンスモデルとの関係

国税庁は、前章で述べたコンプライアンス モデルを基本理念として、事務運営を行って いる。ここでは、納税者全体のコンプライア ンスレベルを維持又は向上させるために、簡 素な手続の提供やサービスの充実等により 様々な納税者支援を行う。例えば、既に述べ たルーリング制度や、より一般的な出版物や ウェブサイトによる情報提供、個別の納税相 談、オンラインによる手続等も、納税者支援 の一環である。

その一方で、各納税者のコンプライアンス 姿勢のレベルに応じて、コンプライアンス活動における資源の投入にメリハリをつける。 このような考え方のもと、特定の項目に絞った申告審査や税務調査等の監査業務を展開する。

(2) 情報提供

国税庁は、実に多彩な出版物を作成しており、そのほとんどがウェブサイト上で閲覧できるほか、実際にウェブサイトを通じて現物を取り寄せることができる⁽⁷³⁾。

また、人口の半数以上に相当する個人が確定申告を行うのであるが、これに関して国税庁は、毎年、タックスパックと呼ばれる印刷物を作成し、申告書の記載についての手順を詳細に示すとともに、税法の規定のうち知っておくべき重要な事項についての解説を加えている。確定申告の時期になると、一般の商店や地方自治体等にタックスパックが山積みされ、納税者は自由に持参することができる。

国税庁が作成する各種出版物は、そのデザイン、レイアウト等を統一的に管理し、国税庁としてのブランドイメージの確立・維持に努めている。各種出版物は、それぞれの業務部門が原案を製作した後、出版物の監理を担当する部門によって、納税者にとってわかりやすい内容になっているか、他の出版物とかけ離れたイメージになっていないかなどの検討が行われる。

(3) 電子申告

タックスパックは、主として申告書用紙に記載をする納税者をターゲットに作成されてきたものである。しかし近年、紙以外の方法により申告を行う納税者の割合が非常に高まっていることから、国税庁は、2009年から一部の州において、タックスパックに代え、e-taxCDメールパックと呼ばれる個人向けの電子申告ソフトを提供している。

電子申告には、大きく分けて二つの種類がある。一つは、1987年から段階的に導入された税理士向けのサービス(Electronic Lodgment Service、通称ELS)である。税理士がELSを使ってクライアントの申告手続を行うに当たっては、事前に、国税庁へ利用登録をし、電子的申告に係る納税者の承諾宣言を得て、ELSソフトを購入する必要がある。ELSは、個人以外の所得税申告以外や、フリンジ・ベネフィット及び消費税の申告にも対応している。

もう一つの電子申告の種類として、1999年から本格導入されたe-taxがある。e-taxは、個人の納税者又は税理士が、その納税者に係る所得税の申告を行う際に用いられる。税理士が e-tax で代理送信を行う場合も、ELSと同様に、承諾宣言を得る必要がある。

ELS及び e-tax を含む電子的申告の利用 割合は、2008-2009 年度中の所得税申告では、 個人の納税者が約 90%、個人以外の納税者が 約 94%である。このような高い利用率が達成 されているのは、ELSによる申告が、すべ ての所得税申告の7割を占めるためである (74)。更に、ELSの利用が税理士の間で十分 に浸透していると同時に、税理士に申告書作 成を依頼している納税者の割合が高いことも 背景にあると推測される(75)。

また、e-tax については、納税者が電子申告の入力を始める際に、その者の選択によって、給与、利子又は配当等の情報を国税庁のシステムからダウンロードし、納税者の申告データとして取り込むことができる、プレファイリングという機能が導入されている。プレファイリングは、e-tax の入力手続の一部として、電子申告ソフトに組み込まれており、特段の事前準備の必要がない。これにより、納税者は入力を省力化でき、更に申告漏れを予防する効果も期待できる。

(4) 税務相談

納税者が税についての質問をする場合や、 手続等についてのアドバイスを必要とする場合は、電話による税務相談又は職員との面接 による相談が一般的である。

電話による税務相談について、国税庁は、 各地におかれたコールセンターにて対応して いる。納税者は、国内のいずれの場所から相 談する場合も、共通の番号を利用し、納税者 からの電話は各コールセンターに機械的に割 り振られる。

電話番号は、納税者の相談内容に応じて、 複数の異なる番号が用意されており、コール センターの中でもその相談内容を担当する部 署が対応する。

電話相談では、納税者は原則として、最初に納税者番号を明らかにする。これによって、電話を受ける担当者は、データベースに保存されたその納税者の情報を確認しながら、個別の質問にも応じることができる上、国税庁としても電話相談の履歴を管理しておくことができる。

職員との面接による相談については、全国 21 ヵ所に設けられたショップフロントと呼 ばれる拠点において対応する。ショップフロントで面接相談をするためには、あらかじめ 電話で予約をするか、又は窓口に直接出向い て面談を申し込む。

ショップフロントでは、面接のほか、印刷物の配付、納税者が電子申告や電話相談をするためのパソコンや電話機の設置、申告書の収受等を行っている。但し、ショップフロントでは、税の収納又は還付事務は一切行っておらず、納税者が納税を行う場合は、インターネットを通じて金融機関口座から電子的に納付をする BPAY が一般的である(76)。

各ショップフロントは、数名程度という少ない職員によって運営されているが、電子申告の利用割合が高いこともあり、確定申告時期であっても、特別混雑する様子はない。また、ショップフロントには、パソコンや電話機が設置されているが、これは電子申告の周知や広報、税務相談の効率化のためではなく、パソコンを持っていない納税者、又は通信環境やパソコンの経験が不十分な納税者も、他の人と同様に国税庁のオンラインサービスを受ける機会を提供することが目的である。

更に、確定申告期間に限り、タックスへルプと呼ばれるボランティア活動が、国税庁により運営される。これは、国税庁が募集をしたボランティアスタッフが、各地のコミュニティセンターや図書館等の施設において、英語を母国語としない納税者等のために、簡単な内容の確定申告の作成支援を無償で行うものである。ボランティアスタッフは国税庁の職員ではないが、国税庁による研修を受け、ボランティア活動に係る交通費や電話代等の必要経費は国税庁から補償される。

(5) オンラインサービス

オンラインを利用した特徴的な納税者支援 策として、税理士及び事業者向けに提供され ているポータルサービスがある。事業者向け のポータル(Business Portal)では、納税者が サイトにログインすると、各納税者専用の画 面が表示され、その画面を通じて、源泉徴収及び消費税の一括申告様式である事業活動報告(Business Activity Statement)の提出や修正、各税目に係る租税債務の閲覧や管理(納付手続又は還付請求)、事業者登録情報の閲覧や修正、国税庁とのメッセージのやり取り及び届出書の提出等の手続を行うことができる。

税理士向けのポータル(Tax Agent Portal)では、税理士はそれぞれの関与先を登録し、その関与先の税務に関する各種手続を行うことができるが、サイトで行うことができる手続は、事業者向けのポータルよりも広い範囲に及ぶ。

いずれのポータルについても、利用に当たっては電子署名が必要となり、ポータルを通じて送信されるデータの保護が図られている。

(6) 調査権限

コンプライアンスモデルに基づく事務運営 におけるもう一つの側面が、事後的な申告審 査や税務調査等の様々な監査業務である。国 税庁によって行われる監査業務等は、各税法 において定められた税務行政に係る税務長官 の包括的な役割に基づき行われるものである。

監査業務等の重要な前提となるのが、税務 長官に与えられた強力な調査権限である。税 務長官の調査権限には、大きく分けて2つの ものがある。一つは包括的な調査権限、もう 一つは情報及び証拠の取得権限である。

以下、1936年所得税法の規定を引用する。

[Section 263]

- (1)税務長官又はその委任を受けた職員は、法律⁽⁷⁷⁾の目的のため、何時でも、建物、場所、帳簿、書類その他文書へ立ち入り又は入手し、更にそれらの帳簿、書類その他の文書を引き抜き又は写しを取得することができる。
- (2)職員は、建物又は場所にいる者から権限の 証明を求められた場合、その職員が本条の 規定に基づく権限を行使することを認めら

- れた旨を明らかにした税務長官の署名のある書面を提示できない場合は、本条に定められた建物又は場所に、場所立ち入り、又は留まることはできない。
- (3)第一項の規定に基づき、税務長官又はその 委任を受けた職員による立ち入りを受けた、 又は受けることとなった建物又は場所にい る者は、税務長官又は当該職員に対して、 第一項の規定に基づく権限を適切に行使で きるよう、必要な設備及び補助を提供する ものとする。

[Section 264]

- (1)税務長官は、書面による通知によって、納税者であるか否かに関わらず、政府機関又は公的機関の職員又は関係者も含むすべての者に対し、次に掲げる事項を要求することができる。
 - (a)税務長官の要求に従い情報を提供すること。
 - (b)通知を受けた者又は他の者の所得又は査 定に関し、税務長官又はその委任を受け た職員のために、出頭し証拠を提供する こと。通知を受けた者又は他の者におい て管理又は統制をしているか否かに関 わらず、帳簿、書類その他文書を作成す ること。
- (2)税務長官は、情報又は証拠について、口頭 又は書面による宣誓又は確約が付されるよ うに要求することができる。更に、この目 的において、税務長官又はその委任を受け た職員は、宣誓又は確約を行うことができ る。
- (3)本条の規定に基づき出頭を求められた者に対して支払われる経費の基準は、規則において定める。

以上の規定をめぐっては、具体的にこれら の権限が及ぶ範囲等について、国税庁の実務 指針や判例等を通じ、様々な解釈が付されて いるところであるが、いずれにしても、捜査 令状が必要ではない点、及び調査対象者に協力義務を課している点から、連邦警察の権限を超えるほど強力な権限であると言われる(78)

なお、国税庁は、以上のような調査権限を 行使するに当たって、職員が従うべき実務指 針 (Access and Information Gathering Manual)を作成し、一般にも公表している。

(7) 調査権限の限界

国税庁による調査権限も、秘匿特権(Legal Professional Privilege)の原則に従わなければならない。

この原則は、コモンローにおいて確立した 概念である。法律家は司法制度の一員として、 依頼人に対して最善の助言を与えるためにあ らゆる事実を把握する必要がある。そのため には、依頼人は、裁判所への情報開示が行わ れる前に、法律家と自由なやり取りをする機 会が保証されるべきである。但し、この特権 が成立するためには、依頼人と法律家として の関係においてなされた、依頼人と法律家の 間のやり取りが存在すること、そのやり取り が秘密性のある環境でおこなわれること、助 言を行った者が法律家であること、求められ た助言が法的助言であること等の要件が求め られる。

以上が秘匿特権の概要であるが、そもそも この原則は、弁護士等の法律家に対して適用 されるものである。

オーストラリアにおいては、税理士や会計 士も、この原則における法律家と同様の専門 家であると解釈され、納税者は、税理士等と の関係について、秘匿特権を有する⁽⁷⁹⁾。この 原則に従う場合、国税庁は、法令上の規定で あれば何時でも建物に立ち入ったり、書類を 入手したりする権利がある一方で、秘匿特権 が適用される場合は、納税者に対して、税理 士等に接触する機会を与えなければならない ことになる。

但し、この特権の行使又は放棄については、

納税者が選択することができるため、納税者が自発的に、税理士等との接触より前に、国税庁に対して情報を提供する場合もある。また、悪質な租税回避事案など、納税者と税理士等とのやり取りが、不法な目的を助長すると想定される場合は、「不正、犯罪、違法による例外」とし、事前のやり取りは認められない(80)。

(8) 監査業務

国税庁が行う監査業務は次のようなものが ある。

まず、給与所得者、年金所得者、投資家といった個人の納税者を対象に、国税庁外部(雇用者、金融機関、政府機関等)から収集した様々な情報と、申告内容とを、納税者番号を利用してコンピューターで集約し、所得照合を行う。

更に、給与所得者、不動産所得者及び小規模事業者の申告の適正性を判断するために、 机上調査を行う。国税庁の調査官は、納税者 に対して書面での質問をし、又は申告内容の 裏づけとなる証拠の提示を求める⁽⁸¹⁾。

次に、事業者に対する税務調査であるが、 事業上の取引に関する幅広い項目について調査が行われる。調査に先立ち、国税庁は、納税者に対して調査の実施につき書面で通知を行い、必要とされる記録や書類についての指示を行う。これにより、納税者はその書類等を準備するための期間が与えられる。その後、要求された書類等の提出や調査官によるインタビューが行われる。

また、悪質な租税回避事案等に対する特別な調査も実施される。国税庁において、重大な法令違反(Serious Non-Compliance)に係る税務調査を担当する部署は、著しい租税回避や税法の逸脱を行っている納税者を見つけ出すため、租税回避に関する情報収集も行う。国税庁内部の他の部署のみならず、連邦警察、税関、検察庁等、様々な政府機関との連携を図り、様々な租税回避、脱税及び納税忌避事

案に取り組んでいる。

2006年から、国税庁を初めとする8の省庁が、合同で様々な不正行為に対処するための省庁横断的取組みとして、ウィクンビープロジェクトが始動している(82)。ウィクンビープロジェクトは、租税回避や脱税のみならず、金融規制違反、投資家や債権者を含む社会に対する詐欺行為、マネーロンダリング及び所得や資産の隠匿といった不正行為を広く取り扱い、検挙された事案は、新聞等でもしばしば話題に上る。2009年11月の発表では、これまでにウィクンビープロジェクトを通じて北までにウィクンビープロジェクトを通じて追徴課税された税額は合計で5億1,043万ドル、終了した税務調査は1,019件、犯則事件は25件(捜査中)、罰金刑54名、有罪判決5名となっている。

国税庁が、コンプライアンスモデルに基づき、監査業務に関して効率的な資源投下を行っていることは、国税庁が毎年公表しているコンプライアンスプログラムという報告書からもうかがえる。この報告書では、前年度(7月から6月まで)における活動実績及び新年度における監査業務の重点項目を公表しており、例えば、小規模事業者、中規模事業者、大規模事業者、非営利法人といった納税者の区分に応じ、調査の件数や追徴税額、監査で問題となった事項や、新年度に重点的に調査を行う対象が明らかにされる。

4 納税者の救済と第三者機関

(1) 納税者による不服申立て

納税者は、税務長官が行った査定又は税務に関する決定事項に不服がある場合、1953年税務行政法の規定に従い、異議、審査又は提訴を行うことができる。

異議申立ては、一定の期限内に、所定の様式によって税務長官に対して行う。一定の期限とは、税務長官が行った査定に対する異議の場合、税務長官が査定修正を行うことができる期限に相当する。一方、修正査定に対す

る異議は、修正査定の送達日から 60 日以内 又は当初の査定に係る異議申立て期限のいず れか遅い日までに行う。

税務長官は、異議申立てについて、その内容の全部又は一部を承認又は不承認とする旨の異議決定を行い、納税者に対して、異議決定の通知を書面で行うとともに、審査請求の権利がある旨とその費用や期限について通知する。

納税者は、税務長官の異議決定についても 不服がある場合は、行政不服審判所に対し、 異議決定に係る審査請求を申し立てるか、又 は連邦裁判所に対し、異議決定の内容に係る 提訴をする。いずれの手続を採用するかは、 税務長官の異議決定の種類にも左右される。 つまり、異議決定には2つの種類があり、一 つは審査可能なもの、もう一つが提訴可能な もの(又は両方可能なもの)である。前者は、 行政不服審判所における裁決を経ないと提訴 が認められないが、後者については直接、裁 判所に提訴をすることが認められる。また、 いずれの手続も可能な異議決定というのもあ り、この場合、いずれの申立てを選択するか は納税者自身の自由である。

一般的には、以下の理由から、審査請求の 方が納税者にとって利便性が高いと言える。 行政不服審判所の審査は、裁決の段階で国税 庁に対して証拠を明かさないことができる、 納税者自身が参加できるので弁護士等に依頼 する必要がない、提出する証拠に関する特別 のルールがない、審問を非公開にすることが できる等の点が裁判所の審議と異なる。

行政不服審判所は、税務長官による異議決定の支持、変更又は破棄を決定した上で、行政不服審判所として代替的な決定を行うか、又は国税庁に対して、指導や勧告に基づき再審査するよう差戻し命令をする。

なお、納税者が行政不服審判所の裁決に不 服がある場合は、裁判所に提訴することがで きる。但し、事実認定については行政不服審 判所の裁決の段階で既に行われていることになるため、採決後に裁判所に提訴を行う場合は、法律問題を争う事例に限られる。

納税者が税務長官による決定事項に不服があっても、その決定の根拠となった法律の規定により、税務行政法の規定に基づく異議申立てが認められない場合があるが、その場合、納税者は、1997年行政決定(司法審査)法の規定に基づく裁判所の審査を求めることができる。但し、審査の対象となる決定が、法令の規定に基づき行われたものである場合に限られる。

(2) 第三者機関

行政不服審判所は、独立した行政機関であり、租税に限らず、すべての政府機関による 行政決定等に関する不服申立てを取り扱う。 所長、次長及び主任審判官は連邦又は州の裁 判所で判事としての職務経験が、審判官は一 定の法律実務の経験がそれぞれ要求される。 租税に特化した審判官等はおらず、租税の他 にも複数の分野を併せて担当している。

また、納税者が、国税庁による行政行為に 不服がある場合に申立てを行うことができる 機関として、連邦オンブズマンがある。これ は、1976年オンブズマン法に基づいて設置さ れた、独立した政府機関であり、一定の行政 機関に関する不服案件を取り扱う。租税につ いては、納税者の個別な不服案件を取り扱う ための専門部署がある。オンブズマンは、不 服案件の内容の調査を行った後、報告書を作 成し、国税庁等の行政機関に対し提言を行う が、申立てのあった行政行為に関して提訴す る権限はない。

オンブズマンと関連する機関として、税務 行政査察官(The Inspector General of Taxation)がある。税務行政査察官は、2003 年税務行政査察官法に基づいて設立された独立した政府機関であり、税に関連する政府への勧告及び税務行政に関する構造的な問題に 関する調査を行う。 但し、税制に関する勧告⁽⁸³⁾や、個別の納税 者に関する事例を扱うものではない。

税務行政査察官は、納税者や税務長官に対して、一定の情報を要求する権限を有しており、連邦オンブズマンとも連携して、税務行政に関する様々な問題を抽出し、政府への報告を行う。

おわりに

オーストラリアの政治や行政の歴史を紐解くと、植民地時代は、本国や植民地自治体相互の関係において、連邦結成以後は、連邦政府と州政府又は州政府相互の関係において、近年は、諸外国政府との関係において、様々な調和策が模索され、これにより税制の歴史も大きな影響を受けてきた。

昨今、各国において、税制面での国際的調和への要請と、それに関連する情報収集の意義が高まる中、オーストラリアにおいては、特にアメリカ、イギリス、カナダ、ニュージーランドといった国々を中心に、その動向に常に関心を払っている。

また、オーストラリアは、海外展開を前提 としたテストマーケットにも適しているとい うという話も聞くが、政府による施策にも同 様のことが言えるかもしれない。

財政収支は健全で概ね黒字を保ち、順調な移民受入れを軸に人口は増加傾向にあり、永続可能な個人年金制度も普及し、長期的な懸念材料が少ない。インフラ整備も十分であり、IT活用などを通じた行政の合理化も進んでいる。税務行政においては、政権交代による抜本的な税制改正も度々経験し、税務行政査察官の提言に従った業務改善にも前向きであり、諸外国の動向を見据えながら、新たな施策を導入する体制が十分整っているのである。

2007 年末、11 年ぶりに返り咲いた労働党 政権の支持率も概ね好調であり、このような 時期に、新たな時代に対応したあるべき税制 への提言であるヘンリーレポートが公表され た。今後、オーストラリアにおける税制と税 務行政はどのように変化していくのか、引き 続き注目していきたい。

- (1) Australian Bureau of Statistics. (2009) "Migration, Australia", 3412.0 Table 4.8.
- (2) Australian Bureau of Statistics. "Australian Demographic Statistics, June 2009" 3101.0 Table 1.
- (3) Australian Bureau of Statistics. "Australian Economic Indicators, January 2010" 1350.0 National Accounts Long Time Series Table1.1.
- (4) Id. 1350.0 Prices Long Time Series Table 5.1.
- (5) *Id.* 1350.0 Income and Labour Costs Long Time Series TABLE7.6.
- (6) Australian Taxation Office.(1999). "Annual Report 1998-1999" p.28.
- (7) Australian Taxation Office. (2009)."Annual Report 2008-2009" p.13.
- (9) Commonwealth of Australia Constitution Act 1900("Constitution")
- (10) 現在も、各州は、イギリス王室の任命を受けた 総督を頂点とし、首相を筆頭とする内閣、議会、 行政機関及び司法機関を有する。但し、北部特別 地域は、行政長官が連邦総督に任命される。首都 特別地域は、連邦総督が、各州の総督の権限の一 部を行使する。
- (11) 憲法第51条(ii)。 久保ほか・前掲注(8)218 頁。
- (12) Income Tax Assessment Act 1936(ITAA36).
- (13) Income Tax Assessment Act 1997(ITAA97).
- (14) Income Tax Rating Act 1986.
- (15) Income Tax Act 1986.
- (16) 個人及び法人の所得を含む。以下も同じである。
- (17) 久保ほか・前掲注(8)242 頁~243 頁。
- (18) フランキング・クレジットについては「(5)インピューテーション制度」参照。
- (19) 一定要件に当てはまる団体及び税法における 指定を受けた団体に分けられ、前者は、公立又は 非営利病院、公共慈善団体、公立大学、公立の図 書館又は美術館、承認科学研究所、登録環境団体、 一定の海外援助基金、政府(但し一定の寄付に限 る)、各種公的基金等であり、後者は ITAA97

- Section30-20 から Section30-100 で指定された 特定の団体である。
- (20) 事業者のみならず、給与所得者又は投資家等の すべての納税者において認められる。
- (21) 扶養家族には子供は含まれず、妻、子供の養育人、病身の親族、納税者又は妻の親に限られる。 このうち、子供の養育人以外の者については、その者の所得の額に応じて、控除額が減額又は0となる。
- (22) 通称、ベビーボーナスと呼ばれる税額控除であり、納税額が所定の控除額に満たない場合、納税者はその差額の給付を支給される。但し、2004年から段階的に縮小、2014年には廃止される。
- (23) 税理士を通じて、電子申告システム(Electronic Lodgment Service)によって申告を行う場合は、申告期限が延長される。
- (24) 生命保険会社の所得のうち年金運営に関連するもの、信用組合、非営利企業及び年金貯蓄勘定の取扱い事業に関しては、特例税率が適用される。
- (25) 法人の納税者に限らず、すべての納税者に係る申告期限の決定権は税務長官にあり、納税者に対して官報(Gazette)で周知される(ITAA36 Section161)。その際、納税者ごとに異なる申告期限を定めることが認められているため(TAA53 388-55)、法人の納税者に関しては様々な申告期限が存在する。
- (26) オーストラリアにおける PE を通じて配当を 受け取った非居住者も含む。
- (27) 非居住者に対する配当は、源泉徴収の調整によって、オーストラリア国内の所得税に係る二重課税は回避されている。一方で、この非居住者の居住地国において課される所得税に関しては、その居住地国の国内法等の規定の検討が必要であるが、居住地国が日本である場合、外国法人から受け取る配当は、法人税法における益金不算入又は所得税法における配当控除のいずれの対象にもならないため、日本における法人税又は所得税は、原則として課されることとなる(なお、平成21年税制改正で導入された外国子会社配当益金不算入制度に該当する場合はこの限りではない。)。また、外国税額控除制度の要件にも直ちに該当するものではない。
- (28) 森信茂樹ほか「オーストラリアの経済と税制改革」 [田中発言] 国際税務研究 No.4(2000)。
- (29) Commonwealth Grants Commission。憲法

- (Section96)では、連邦政府による州政府への財政 援助権が定められているが、これに基づき、歴史 的には様々な交付金が州政府に対して分配され てきた。分配基準は、それぞれの時代における政 治的要請等もあり非常に複雑に推移している。
- (30) 但し、タクシー業を営む者(被雇用者を除く。) は、基準売上高に満たない場合も登録を要する(A New Tax System (Goods and Services Tax) Act 1999.Section144-5.)。
- (31) 但し、登録から 12 ヶ月が経過しないと、登録 の取消しはできない(A New Tax System (Goods and Services Tax) Act 1999, Section 25-55.)。
- (32) 税込価額が 1,000 ドル以上の場合は、購入者の 名前とその住所又は ABN、取引物品の詳細な内 容等も併せて記載されなければならない。
- (33) 経済的利益が、消費税の課税対象となる取引である場合、雇用者が経済的利益の供与によって控除できる消費税についても併せてグロスアップする。
- (34) Australian Taxation Office. (2009)."Annual Report 2008-2009" p.83.
- (35) 連邦結成の最大の動機の一つは、各植民地間の 通商の障害を取り除くと共に、海外貿易のため諸 関税を統一することであった。そのため、連邦成 立に伴い、関税及び物品税の課税権は連邦政府に 移管された。かかる歴史的経緯については、久保 ほか・前掲注(8)213 頁・218 頁~219 頁参照。
- (36) 酒類に係る物品税がアルコール含有量に応じた従量税であるのに対し、ワイン均等税は従価税である。これは、2000年の導入時の議論において、ワイン製造業者の多数が、それまで課されていた売上税と同様の従価税を支持したことによる。
- (37) Sam Reinhardt, Lee Steel.(2006)."A brief history of Australia's tax system" Australian Treasury. pp.8-9.
- (38) 一月の限度額は、その日数に応じて異なり、一月の日数が 28 日の場合は 48,942 ドル、30 日の場合は 52,438 ドル、31 日の場合は 54,186 ドルである。なお、2009年7月1日から 2010年6月30 日までの1年間に係る一定の限度額は 638,000 ドルである。
- (39) 限度額及び税率は、継続的に見直しがされる。 本文中の税率は 2010 年暦年中、適用される。他 の州又は特別地域も、限度額及び税率は異なるが、

- それぞれ同様に見直される。
- (40) 南オーストラリア州が最も早く 1884 年、続いてニューサウスウェールズ州が 1895 年、西オーストラリア州が 1907 年、タスマニア州及びヴィクトリア州が 1910 年、クイーンズランド州が 1915 年にそれぞれ導入している。
- (41) Rachel Simpson, Honor Figgis.(1998). "Land Tax in New South Wales" Parliament of New South Wales. pp.2-5.
- (42) 耕作、鳥類を含む動物の飼育、商業的漁獲又は 魚介類の養殖、養蜂、商業的育苗、キノコ類、花 類 又 は 果 実 の 育 成 を 指 す (Land Tax Management Act 1956, Section 10AA)。
- (43) 州政府評価官は、毎年7月1日に、翌課税年度 において適用される土地評価額を決定する。例え ば、2010課税年度の土地評価額は、2009年7月 1日付で決定される。
- (44) 歴史的には、連邦贈与税(1914 年~1979 年)、連邦相続税(1941 年~1979 年)、ニューサウスウェールズ州相続税(1851 年~1980 年)、西オーストラリア州相続税(1895 年~1978 年)、クイーンズランド相続贈与税(1886 年~1976 年)、ヴィクトリア州(1870 年~1980 年)、タスマニア州(1865 年~1980 年)、南オーストラリア州相続贈与税(1876 年~1979 年)が導入されていた。
- (45) 一般的には、不動産及び動産の譲渡等一定の取引に係る文書及び法定文書に対して、その取引や文書の種類に応じて、一定の税率で課される税。
- (46) Tax Administration Act 1953(TAA53).
- (47) Australia's Future Tax System Review Panel。財務省事務次官である Dr. Ken Henry を 座長とし、官僚、学識経験者を含め5人の委員で 構成される。
- (48) 久保ほか・前掲注(8)46 頁。
- (49) Public Service Act 1999, Interpretation. TAA 53 Section4A.
- (50) Public Service Act 1999, Section 44, Section 51, Section 63, Section 70.
- (51) PAYG と呼ばれる制度で、一般的に源泉徴収及び予定納税に相当する。2000 年前後の抜本的税制改正において、既存の制度を集約し、簡素化を図ったものである。また、PAYG の申告納付手続は、毎月又は四半期ごとに、消費税、ワイン均等税及び高級車税の申告と併せて、Business Activity Statement(PAYG のみの申告を行う場

合は Installment Activity Statement)と呼ばれる統一様式を用いて行う。

- (52) 1936 年所得税法及び 1986 年フリンジ・ベネフィット税法は Part II において、運営に係る国税庁の役割についての定めがあり、消費税に関しては、1999 年新税制法(消費税)において、1953年税務行政法の規定に基づき運営される旨が定められている。
- (53) Australian Government, Treasury.(2004). "Review of Aspects of Income Tax Self Assessment-Discussion Paper March 2004-" Commonwealth of Australia.pp.2-3.
- (54) Michael D'Ascenzo, (2006). "Australia's approach to GST administration" (http://www.ato.gov.au/corporate/content.asp?d oc=/Content/81419.htm).
- (55) Gulland v FCT(1984) 15 ATR 892.
- (56) ITAA36 PartIVA. 1981 年に、既存の規定に替わって導入された。納税者が行う経済的行為の主たる目的が、税務上の利益の享受であると認定される場合、税務長官は、当該行為により得られた税務上の利益を否認できる。
- (57) supra(54).
- (58) TAA53 Subdivision298-10.
- (59) TAA53 Subdivision298-20.
- (60) 2010 年 1 月から 3 月期適用税率。税率は四半期毎に改定される。各四半期に係る基準日における、オーストラリア準備銀行が発表する 90 日銀行手形引受率の月中出来高平均を基準利子率とし、これに 3 %を加えたものが過少延滞税の税率、7%を加えたものが一般延滞税の税率である(TAA53 Subdivision 280-105, Section 8 AAD)。
- (61) See supra note(60).
- (62) TAA53 Section8AAG,TAA53 Subdivision280-160.
- (63) Australian Government, Treasury.(2004) op.cit., p.4.
- (64) ルーリングの定義に関する議論については、酒 井克彦「事前照会に対する文書回答手続の在り 方」税大論叢第44号463頁(2004)参照。
- (65) TAA53, Shedule1, 357-60.
- (66) Inspector-General of
 Taxation.(2009). "Review of the Tax Office's
 administration of public binding advice- A
 report to the Assistant Treasurer-"

Commonwealth of Australia.p.59.

- (67) パブリックルーリングは、"Taxation Ruling(TR)" という名称で交付され、交付年度及び年度内の通し番号によって識別される。このほか、"Class Ruling(CR)"、"Product Ruling(PR)"、"Taxation Determinations(TD)"及び"Superannuation Guarantee Rulings(SGR)"という名称で交付されているものも、法令上はパブリックルーリングに分類される。
- (68) Joint Standing Committee on Public Accounts.(1993)."An assessment of tax - An inquiry into the Australian Taxation Office" Commonwealth of Australia.
- (69) Simon James, Kristina Murphy, Monika Reinhart.(2005)."THE TAXPAYERS' CHARTER:
- A CASE STUDY IN TAX ADMINISTRATION, WORKING PAPER No 62" Centre for Tax System Integrity, Research School of Social Sciences.

Australian National University, pp.5-6.

- (70) 石村耕治『オーストラリアの納税者番号制とプライバシー その構造と運用の現状』 39 頁以下 (1992、財団法人日本税務研究センター)。
- (71) 採用の際に、雇用主に、納税者番号を記載した 所定の申告書を提出しない被雇用者は、46.5%の 源泉徴収税率が適用される。
- (72) 現在の源泉徴収制度(PAYG)は、2000 年から導入され、それ以前は投資所得に係る源泉徴収が行われていなかった。そのため、投資所得への課税は、投資家による自己申告に依拠していた。
- (73) 国税庁ウェブサイトにおいて、氏名、住所及びe-mail アドレス等による簡単なユーザー登録した上で、希望する出版物を、指定した送付先に郵送するよう注文できるサービス(Publication Ordering Service)である。
- (74) Australian Taxation Office.(2006) "How to enroll in the electronic lodgment service" Commonwealth of Australia. p.2.
- (75) 2005 年 11 月、AOTCA 一般会合における、マイケルダセンゾ次長(当時)のスピーチによれば、法人の納税者は 9 割以上、個人の納税者でも 7 割以上が税理士に依頼している。
- (76) BPAY のほか、電子振込、口座振替、小切手若 しくは郵便為替の送付及び郵便局で小切手若し

- くは現金による納付が可能である。なお、2009 年2月からクレジットカードによる納税の試行 が行われている。
- (77) 1936 年所得税法及び 1997 年所得税法の両方 を指す。
- ⁽⁷⁸⁾ Cynthia Coleman.(2009). "Principles of Taxation Law" Thomson Reuters (Professional) Australia Ltd. p.535.
- (79) 税理士の秘匿特権を認めた判例については、 "Allen Allen & Hemsley v DFCT & Ors (1989) 20 ATR 321"及び"FCT & Ors v Citibank Ltd (1989) 20 ATR 292"を参照。
- (80) supra(78). pp.538-539.
- (81) 所得照合自体は調査権限の行使ではないが、机 上調査は、ITAA Section 264 を根拠とする。
- (82) ウィクンビープロジェクトの前身は、2004 年に、犯罪捜査局(Australian Crime Commission)の主導により省庁合同で行われた一連の犯罪捜査、ウィクンビーオペレーションである。現在のウィクンビープロジェクトは、より広い範囲を対象とした、省庁横断的のタスクフォースである。参加機関は、国税庁、証券投資委員会(ASIC)、犯罪捜査局、連邦警察(AFP)、法務長官府(AGD)、政府弁護人(AGS)、検察庁(CDPP)及び取引報告分析センター(AUSTRAC)である。
- (83) 税制に関する提言は、税制委員会(Board of Taxation)の役割である。税制委員会は、独立した、法令に基づかない組織であり、新たな税務政策の構築や改善に関する課題を抽出し、政府に対し、外部意見として提出する。